## 補講の欠席を補うレポートについて

金曜4限・知的財産政策

(担当:加藤浩)

5月17日(金) 4限に補講を行いましたが、この補講を欠席した人は、欠席を補うため、簡単なレポートを提出することが可能です。レポート課題と提出方法は、以下の通りです。

•提出締切:5月31日 •金曜日

・提出方法:講義の際に先生に提出してください。

(電子メールに添付して送付することも可。)

※メールアドレス: katou.hiroshi@nihon-u.ac.jp

・レポート課題:以下の記事を読んで、知的財産政策における課題を考察しなさい。(1000 字以内)

## 米連邦最高裁:遺伝子に特許認めず(Myriad 事件)

## 毎日新聞 2013年6月14日

米連邦最高裁は13日、人間から分離した遺伝子に対する特許について、「自然の産物であり、(生体から)分離されただけで特許とするのは的確ではない」として認めない判決を下した。乳がんなどの血液検査に使われる遺伝子の特許を一企業が独占し、検査費用が高くなっているとして、研究者らが特許の無効を訴えていた。判決で遺伝性乳がんが疑われる女性らが検査を受けやすくなる環境が整うとみられる。

検査は乳がん予防のため乳腺摘出手術を受けた<u>米女優アンジェリーナ・ジョリー</u>さんも受け話題になった。

訴訟で対象となったのは、がん抑制遺伝子。この遺伝子が変異すると乳がんや卵巣がんにつながる可能性があり、変異の有無を検査することで予防や治療に役立つ。しかし、検査に使う遺伝子の特許がミリアド・ジェネティクスにしかなく、費用は<u>約3</u>300ドル(約31万円)と高額だった。

判決は、特許を得ている遺伝子は人間から分離された「自然物」にすぎず特許は無効と判断した。**判決を受け、競合業者が市場参入の意向を表明。**原告の研究者らは「より安価で検査を受けられるようになる」と歓迎した。